

海外技術訓練センターの概況

昭和43年3月

海外技術協力事業団



国際協力事業団

受入 月日 '84. 5. 22	000
登録No. 06699	24.7
	EX

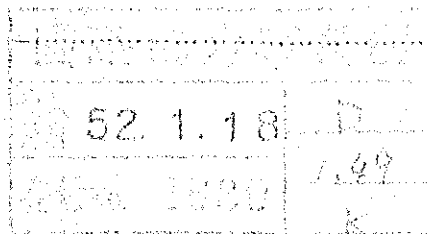
目 次

第1節	経緯	1
第2節	内容	1
第3節	設置業務	3
第4節	42年度事業の概要	3
第5節	各センターの概況	6
A 運営中のセンター		
(1)	ブラジル繊維工業技術訓練センター	6
(2)	インド農業技術センター	8
(3)	ガーナ繊維訓練センター	10
(4)	パキスタン電気通信研究センター	12
(5)	ケニア小規模工業技術訓練センター	13
(6)	タイ道路建設技術訓練センター	14
(7)	フィリピン小規模工業技術訓練センター	16
(8)	シンガポール原型生産訓練センター	18
(9)	メキシコ電気通信技術訓練センター	19
B 引継センター		
(10)	東パキスタン農業機械化訓練センター	20
(11)	タイ電気通信訓練センター	21
(12)	タイヴィールス研究センター	23
(13)	セイロン漁業訓練センター	25
(14)	イラン小規模工業技術訓練センター	26
(15)	アフガニスタン小規模工業技術訓練センター	27
(16)	インド水産加工技術訓練センター	29
(17)	カンボディア農業技術センター	30

JICA LIBRARY



1028137[6]



(18) カンボディア畜産センター.....	32
(19) カンボディア医療センター.....	34
C 新設センター.....	35
(20) 韓国工業技術訓練センター.....	35
(21) ウガンダ小規模工業技術訓練センター.....	36
附 表 海外技術訓練センター実施一覧表.....	38

海外技術協力センターの概況

第1節 経 緯

海外技術協力センターの構想が、開発途上にある諸国に対するわが国の技術協力の一環として取り上げられたのは昭和32年であった。

その後、昭和35年9月に至り、東パキスタンのダッカに、初めて農業技術訓練センターが設置、開所されて、海外技術協力センターの第一歩が踏み出された。

以来、海外技術協力センターは、毎年数カ所ずつ新設され、現在まで海外センターの数は、設置計画中のものを含めて22センター、26カ所の多きにのぼり、その設置地域もアジアを中心として、中近東、アフリカから中南米にまで及んでいる。

第2節 内 容

この海外技術協力センターは、その設置に先立って、まず日本政府と相手国政府との間で、センターの設置に関する協定が締結され、この協定にもとづいて、わが国より、センターの設置に必要な機械・設備・教材、工具および予備部品等の機材を無償供与するとともに、わが国の経費負担により、技術指導のための専門家を派遣し、また相手国側の要員をわが国へ呼寄せ研修を行なう。一方相手国には、センターの設置に必要な土地、建物および付帯施設を提供せしめるほか、相手国側職員の人件費その他センターの維持、運営に必要な経費を負担せしめて、両国の協力によって設置、運営される。

この海外技術協力センターに対するわが国の協力は、協定により期間を定め、協力期間の経過後は相手国に引継がせ、相手国が自ら運営していくこととなっている。協力期間は一応3年を原則としているが、これまで多くの場合は、この期間が延長され、また協力期間終了後も、相手国による完全な自

立運営は困難なため、昭和42年度までに協力期間を終了した8センターは、何れもコロポ計画等による専門家を派遣して協力した。

海外技術協力センターは個別計画としてはわが国の技術協力の諸方式のなかで、もっとも規模の大きいものの一つであり、センターに対する相手国側の評価と期待は非常に高い。このため各国のセンター設置に関する要請の内容は何れの場合もその国の政策や産業経済事情等に密着し、かつその殆んどがその国の開発計画と関連して、またはその一部として、とりあげられている。従って、センター設置に関する各国の要請はつねにかなりの数にのぼっているが、その内容は多種多様で、しかも最近は次第に複雑多岐にわたってきている。

すなわち、この海外技術協力センターは、当初は主として開発途上にある諸国にもっとも不足している技術者、とくに中級以下の技術者を、これら諸国の国内で訓練養成することを目的として発足したが、現在ではクイグウィールス研究センターや、パキスタン電気通信研究センターのごとく、研究を目的としたセンターもあり、インド農業技術センターのごとく、演示を目的とする模範農場として発足したセンターもある。また技術訓練センターのなかでも、アフガニスタン小規模工業技術訓練センターのように、技術者の訓練と併行して生産を行なっているセンターや、ケニア小規模工業技術訓練センターのごとく技術者よりは中小企業者の訓練養成を目的としたセンターもあり、その他訓練過程において道路を建設するタイ道路建設技術訓練センターや原型生産と技術者の訓練を併せて行なうシンガポール原型生産訓練センター等その性格は決して一律でない。

これらセンターは前述した相手国の評価と期待を反映して、年とともに次第に相手国の開発計画の一環として重要な地位を占めつつあり、とくに最近設置されたセンターは、中小企業振興策というもっとも重要な施策の一つとして中小企業者の養成を目的としたケニアおよびフィリピン小規模工業技

術訓練センター、さらに工業立国政策にもとづく国内数千の中小企業者の体質改善という極めて重要な任務を負わされたシンガポール原型生産訓練センター等とくにその国内での重要性が高まってきている。

他方、これらセンターでとりあげられる業種も、農業・畜産・漁業・水産加工・小規模工業・繊維工業・電気通信からウイルス研究・道路建設にいたるまで極めて多岐にわたっており、しかも小規模工業の場合、その職種は木型、鋳造、鍛造、板金、熔接、機械、仕上、研磨、メッキからプラスチック成型、ガラス製造、自転車組立、皮革加工、木工、竹藤細工、窯業およびミシン縫製等まことに多種多様である。

第3節 設置業務

これらの海外技術協力センターの設置に当っては、まず相手国の要請を検討し、この検討によってとり上げられた要請について予備調査を行ない、その調査結果にもとづいてセンター設置の可否、業種、規模等についての基本方針をきめ、センター設置に必要な予算を計上することとなっている。

こうしてセンター設置に必要な予算がきまると、具体的な設置業務にはいるが、まずセンター設置のための実施調査団を派遣してセンターの設置に必要な技術的事項等の調査および相手国との交渉を行なう。この調査交渉の結果にもとづいて設置計画を作成し、相手国政府との協定を締結するとともに、設置計画に従って、供与機材の購送、要員派遣、相手国側要員の呼寄せ研修を行なうほか、センター設置および開設後運営に必要な業務を行なう。これら予算決定以後、実施調査からセンター設置、運営にいたる一環の業務は、政府間で締結される協定を除いて、当事業団が国の委託をうけて実施している。

第4節 42年度事業の概要

本年度の海外技術協力センターの事業は新規センターの設置に重点がおかれた昨年度と異り、既設センターの拡充強化に主眼がおかれた。

新規センターとしては、ウガンダ小規模工業技術訓練センター設置のための実施調査団を現地に派遣し、これが設置業務を進めている。

既設センターについてはメキシコ電気通信技術訓練センター、パキスタン電気通信研究センター、タイ道路建設技術訓練センター、カンボディア農業技術センターおよび畜産センターに対する拡充強化、ならびにインド農業技術センター、ケニア小規模工業技術訓練センターに補修機材の購送業務を行なった。

また41年度設置予定であったシンガポール原型生産訓練センター、メキシコ電気通信技術訓練センターおよび韓国工業技術訓練センターは何れも相手国側の事情により協定の締結が遅延し、このため、設置業務が本年度に持込されたが、本年度に入ってそれぞれ協定が締結され、機材の購送、並びに要員の派遣業務を行なった。

なお、インド農業技術センター(第1次協定、4農場)、インド水産加工技術訓練センターは協定による協力期間が終了したので、その運営を相手国側へ引継いだ。また前記インド農業技術センターは一応その目的を終了したので今後は普及センターとして再発足することとなり、すでに協定も締結され、設置のための準備業務をすすめている。これらの事業の概況は次のとおりである。

(1) センターの開設

a ウガンダ小規模工業技術訓練センター

本年度予算において設置費14,000万円が計上され、42年10月実施調査団を派遣した。

現在、この調査結果に基づき、センター設置計画をたて、協定についてウガンダ政府と折衝中であるが、本センターは、ウガンダの特殊事情からウガ

ンダ側の提供すべき建物についても建築資材を供与し、建設に協力しようとするもので、その点協力方法としては新しい形のものであるが、かゝる方法は、今後とくに開発程度の遅れている、従って建物の建設能力の乏しい国への協力としては積極的に考慮されるべきである。

(2) センターの拡充強化

a. メキシコ電気通信技術訓練センター

41年度予算設置費3,000万円では交換交文でとりきめられた6部門に対し2～3部門程度の極めて不十分な機材しか供与できないため、42年度にさらに5,000万円の追加機材費が認められ、これにより全部門に対し機材供与を行なうこととなった。

現在、本購送業務を実施中であり、本年度末をもって完了の予定である。

b. パキスタン電気通信研究センター

本年6月をもって当初の協定協力期間を終了したが、パキスタン側の強い延長要請に応え、更に2年間の協力を行なうこととなった。現在3,500万円の追加拡充機材の購送業務を実施中であり、年度内に完了の予定である。

c. タイ道路建設技術訓練センター

本年度においてはかねてタイ側より強い要望のあったアスファルト道路舗装関係機材9,000万円の追加供与が認められ、これが購送業務を実施中で、年度末業務完了の予定である。

(3) センターの引継

本年度はインド農業技術センター(第一次)が4月22日に、またインド水産加工技術訓練センターが6月30日をもって協定による協力期間を終了した。このうち前者は一応演示の目的を達したのでインド側に全面的に引継いだ。しかし後者については、なお相手国による自立運営の体制が整わず、このため、センター要員引上げ後もゴロンボ計画により協力を続けることとし、センター要員と交替に4名の専門家を派遣した。

なお、現在まで引継センターは前年度6センターと合わせて8センターとなったがその内訳は次のとおりである。

引継センター名	協定締結	開所	要員数	協定協力 期限	コロンボ 計画等による派遣 専門家数	完全引継
東パキスタン農業技術訓練センター	35. 7	35. 9	7	40,7.2.9	4	
タイ電気通信	35. 8	36. 1	10	40,8.2.3	6	
セイロン漁業	36. 3	37,10	8	40,9.1.9	(3)	42. 9
イラン小規模工業	35. 9	38. 8	8	40,9.1.1	4	
アフガニスタン小規模工業	36. 3	38. 8	8	40,9.1.4	(4)	42,10
タイヴィールス研究センター	36,11	38. 2	4	41,5.2.4	3	
インド農業センター(第一次協定)	37. 4	37. 4	16	42,4.2.2	0	42. 4
インド水産加工技術訓練センター	37. 3	38,12	7	42,6.3.0	4	

第5節 各センターの概況

A 運営中のセンター

(1) ブラジル繊維工業技術訓練センター

昭和36年6月、ブラジル政府の要請により、4名からなる技術調査団をブラジルに派遣した結果、東北ブラジルのレシフェ市に、繊維工業技術訓練センターを設置することを決定、37年3月協定が正式に調印された。

この協定により、日本から総額8千万円に及ぶ機材を無償供与するとともに、昭和39年8月に理事長以下6名の技術専門家を派遣し、併せてブラジル側助教の呼寄せ研修を実施した。

本センター設置に関するわが方の業務については予定どおり進められ、昭和39年8月には、供与機材の購送、ブラジル側助教の本邦研修、センターの日本側要員人選派遣等すべて完了したが、他方ブラジル側の準備すべき建物等は、インフレや政変等の国内事情により度々遅延し、漸く40年7月セ

センターの仮開所をみるに至った。

綿業が基幹産業である東北ブラジルは、優秀なる原綿の生産地であり、労務条件、消費市場条件でも有利な面を備えているが、生産性の極端な低調に悩まされている。このため東北ブラジル開発庁(SUDENE)は、東北ブラジルの繊維工業再整備計画をたて、綿業の復興策として融資による機械設備一新、技術者養成、管理の近代化等に着手した。本センターは、このSUDENEの所管のもとに、国内の職業訓練機関であるSENAIの訓練施設の一つとして、綿紡績の職長級の再訓練を行ない、紡績工場の保全、操業の技術ならびに品質管理技術に関する教育訓練を実施し工場中堅技術者を養成しようとするもので、このための訓練として、混打綿、梳綿、練篠および粗紡、精紡および撚糸、織布準備、織布、コーマ、試験および品質管理の各コースを6カ月を一期とし、1期40名で実施する予定で発足した。

しかし、機械据付その他建物工事の一部未完のため、第1期訓練は、昭和40年8月より自動織機コースのみを4カ月半に亘り実施し、民間会社の職長クラス14名を訓練した。第2期訓練は4カ月に亘り、混打綿、梳綿、練篠、粗紡、精紡、仕上、織布準備、自動機械の5コースを開設し、50名の参加者を得た。第3期は41年8月より4カ月半に亘り34名を業めて行なわれ、第4期訓練(42年2月開始)は55名参加。現在28名参加の下に5コースにわたり第5期訓練実施中である。(42年8月～12月)

この間、東北ブラジル繊維業界も大幅な躍進をみせ、それに伴い、本センターに対する要望も、単に職長の養成にとどまらず、より高度の染色等の仕上げ加工部門および試験部門へと移行している。ブラジル側のこのような要望に応えるため、わが国はセンター内に特別コースとして試験室コースを併設し、ブラジル紡績業界の近代化に資することにし、41年度において255万円にのぼる追加拡充機材を購送完了したが、さらに現在ブラジル側からは染色仕上げ部門増設の要請があり検討中である。

一方当初より赴任した6名の日本人要員のうち3名がブラジル側指導員への引き継ぎを終え帰国した。

なお、本センターは本年7月をもって協定による協力期間が終了するが、わが国としてはブラジル側よりの強い要請に応じて、これを2年程度延長するとともに従来繊維センターとして、不足してきた染色仕上げ部門についても協力する方針で、このため43年3月22日より約3週間にわたり、調査を行なうことになっている。

(2) インド農業技術センター

a 第一次4農場

インドは、深刻な食糧不足を解決するため農業の振興、発展の重要性を認め、集約農業地域計画等一連の食糧増産計画をたて、その一環としてわが国に対して、日本式稲作技術を基とする模範農場の設置協力を要請してきた。この要請に対し、わが国は昭和36年11月実施調査団を派遣、現地調査を行なった結果、西ベンガル州ナディア地区、オリッサ州サンバルプール地区、ビハール州ジャハバード地区、グジャラート州スラート地区の4カ所に模範演習農場を設置することに決定、37年4月に協定が正式に調印された。

この協定にもとづき、わが国は総額3,697万円におよぶ農機具、実験器具、観測、測量器具等の機材を無償供与するとともに、昭和37年5月から6月にかけて1農場4名、計16名の稲作技術専門家を派遣した。

各農場は、多くの困難な状況にもかかわらず、初年度から現地収量の2～3倍に及ぶ収穫をあげ、その後着々と増収の成果を示してインド側関係者は勿論、一般農民からも高く評価され、再三にわたり新聞にその成果が報道されるとともに多くの参観者を集めている。

本センターは、40年4月をもって当初の協定期限が満了するため、インド側は協定の延長とともに、各農場で演習と併行して農民等に対する訓練の実施を要請してきた。わが国はこの要請に応じて、42年4月までの2カ年

間の延長に同意する一方、普及訓練実施のため40年度に1,250万円追加機材の供与を行なった。

第5年度は、一部農場では台湾種の積極的導入により、エーカー当り最高収重量、4トン以上という驚異的な収穫をあげ、このため、従来台湾種に対して消極的であった中央政府ならびに州政府も、早速台湾種を奨励品種に指定した。

その他の農場でも、平均1.5トンから2トンという現地の3～4倍の収量とをあげ、日本式稲作技術の優秀性を示した。

一方、各農場は州政府の要請に応じて、稲作技術の普及のため農民等に対し本格的訓練を開始し、42年3月までに各農場あわせて1,300名以上の訓練を行なった。ナディア農場ではポンプドライバーを中心に農機具訓練、サンバルプール農場では州農業普及担当官、改良普及員、一般農民を対象とした稲作栽培技術の訓練、シヤハバード農場では農民中心の訓練を農学校等と協同で行なっている。スラート農場ではモデル農家の指定、アシユラム（一種の公立技術学校）農学校等への指導を行なうなど、各農場でのそれぞれ最も適した方式で訓練を実施した。

42年4月の協定終了に先立ち、以後の協力方針等を策定のため3月10日より約1カ月間調査団を派遣し、インド側の意向を確認するとともに今後の方針等について打合せを行なった。この結果、本センターが日本式稲作技術の演示という当初目的を完遂したことを相互に確認し、インド側で自主的に運営することになった。

なお、インド政府は新たに農業普及センターを設置したい希望を有し、日本側の協力を要請してきたので検討の結果、グジャラートおよびビハールの両州について協力することとなり、昭和43年3月5日農業普及センター設置に関する協定が締結され、目下設置計画にもとづき設置準備業務を実施中である。

ロ 第二次 4 農場

第一次 4 農場の好評に伴い、インド側はさらに各地に農場の増設を強く要望してきたので、わが国は 39 年度さらに 4 農場を増設することとし、同年 3 月実施調査団を派遣した。この調査結果を検討し、アンドラ・プラデッシュ州グンツール地区、マイソール州マンディア地区、ケララ州エルナクラム地区、およびマハラシュトラ州コラバ地区にそれぞれ既設農場と同様の農場を設置することに決定し、39 年 12 月にその協定が調印された。この協定にもとづき、わが国は総額 4,690 万円におよぶ農機具、実験器具等機材を無償供与した。

新設農場要員については、1 農場 4 名、計 16 名の専門家を 40 年 3 月中旬から下旬にかけて派遣した。

新設農場は既設農場と同様、日本式稲作栽培技術の演示ならびにインド側農業技術者および農民に対する普及訓練を行っており、各農場とも要員赴任早々に第一期作の作付を開始し、8～11 月にかけて収穫を終え、増収の実を示した。

第二年度はインドは異常寡雨により水不足を来し、作付制限、作付時期の遅延に加えて害虫の発生等による悪条件が重なったが、各要員の努力により、初年度を上廻るエーカー当り収量をあげた。

第三年度は更に圃場の整備等を行ない、第一次農場が 5 年目にして達成した 50 mds/acre の収量を越える収量を挙げた農場もあり、43 年 4 月～1 月の協定による協力期間の終了をもってインド側への引継ぎ可能となった。このため第一次農場同様、協力期間終了後の方針等について現地調査ならびにインド側の意向を確認すべく調査団を 42 年 11 月下旬より約 1 カ月間派遣した。なお、4 州とも普及センター等に改組して継続運営したい趣である。

(3) ガーナ繊維訓練センター

昭和 34 年 10 月、通商使節団長として来日したガーナ貿易大臣は、わが

国に対し、日・ガ間貿易関係のアンバランス是正を強く希望する一方、両国の関係をより密接にするため、貿易・経済技術協定を提案した経緯があり、その後35年在京ガーナ大使は前記の技術協力に關連して、ガーナに技術訓練センター設置を要請してきた。よってわが方としてこれを検討した結果、繊維工業技術訓練センター設置の方針を決定、37年11月に5名の実施調査団を派遣し、アクラ東北約30Kmのテマ市に繊維訓練センターを設置することに決定、38年5月にセンター設置に関する取極が正式に調印された。

本センターは、ガーナの経済、技術開発に寄与するため、ガーナ政府のどくに希望する綿織物およびタオルの生産、染色加工および簡易縫製等の技術者を養成することにより、ガーナ国内における繊維技術の普及開発を図り、併せて繊維需要の増大を図ることを目的としたものであり、その訓練方式はジュニア・テクニカル・インスティテュート卒業者を対象として初級技術者を養成する普通科と、シニア・テクニカル・インスティテュート卒業者を対象として中堅技術者を養成する高等科に分け、それぞれ1年を1期として織物の物理および化学実験、綿織物およびタオルの生産、染色、縫製加工等の訓練を行なうことになっている。

このため前記取極めにもとづき、わが国より5,294万円におよぶ染色、織布、仕上げおよび縫製設備、試験機器、工作機械等を供与するとともに、技術指導要員として理事長以下8名の技術専門家を40年1月から11月にかけて派遣し、かつ、ガーナ側助教のわが国への呼寄せ研修を実施した。

他方、センターの土地、建物および付帯設備はガーナ側で提供することになっているが、ガーナはココア価格の下落等により財政困難となり、加えて41年2月に政変のあったことなどから本センターの建物完成が遅れていたが、41年秋以来ようやくWork shopの建物の建築が進展、完成し、42年2月27日に仮開所が行なわれ、第1期生31名の訓練を開始した。

かかる状況下において昭和42年5月22日本協定の満了を迎えたが、当初

の目的を達成するため、更に3年間協定を延長すべく政府間の話し合いがまとまり、昭和45年5月22日まで協力することになった。

(4) パキスタン電気通信研究センター

パキスタン政府は、第2次5カ年計画の一環として、西パキスタンのハリプールに総合的電気通信センターの設置を計画し、このうち研究部門のセンターについて日本の技術援助を期待した。この研究センター設置計画は36年にパキスタン閣議で承認され、正式に日本に対し技術協力の要請がなされた。

わが国は、パキスタン側の強い要請を検討した結果、電気通信研究センター設置の方針を決定し、この決定に従い、37年7月調査団を派遣、現地調査、パキスタン側との打合せを行ない、センター設置協定を昭和38年11月16日に締結した。

本センターには、わが国から総額5,900万円におよぶ無線、搬送、電話交換、電信、試作等の機材を無償供与するとともに、39年3月以降これまでに理事長以下延8名の要員を派遣してきた。

本センターは、パキスタンの今後の膨大な電気通信施設の開発計画を推進するうえに必要な強力な研究を行なうため、十分な機能をもった研究センターたることを目標としている。すなわち、本センターはパキスタンの通信事業の現状を把握し、技術の中心的立場にたって、同国に最も適した通信方式を開発するとともに、通信施設の品質を改良して、通信サービスを最も経済的に向上させるための実用化研究を行なうものである。またとくに高度の技術を必要とするものについては、パキスタンが外国から技術を導入する場合の先導的役割を果そうとするもので、パキスタン電信電話総局内の保全および施設部門と密接な連絡を保持しつつ、無線中継方式その他について研究を行なうこととなっている。

本センターは39年7月1日開所し、この間電話交換、電信、無線、搬送

試作の各部門において、研究項目を定め、研究作業と指導を行なうとともに毎週一回定例会議を開き、研究スタッフ全員が集合して前週までの研究作業の進行状況の報告、各種項目に対する討論を行なってきた。研究例の一、二をあげると、電話交換部門の半自動加入者線試験器の実用化、電信部門の単鉄線によるモールス電信を電話方式にする項目、無線部門のラウルピンディ〜マリー間の伝播試験（マイクロ）、ソーラーセル（VHF）および同一周波数方式の実施に関する測定（HF）、搬送部門の双方向中継器の実用化、試作部門の印刷回路等がある。なお、試作部門では、すでに所期の指導目標を達成して現地側に引渡し、日本側要員は帰国した。

本センターのパ側研究員5名はコロンボ計画によって来日、研修を受け、現在センターに配属されている。

当初の協定による日本側要員の協力期間は、42年6月末をもって終了する予定であったが、パキスタン側は、更に2年間の協定延長を強く要請してきた。このため、わが国はこれにこたえて、同年11月15日に協定延長のための交換公文を取り交し、昭和44年6月30日まで協力を続けるとともに42年度予算をもて3,500万円の追加機材を供与することとなり、年度内に購送完了の予定である。

(5) ケニア小規模工業技術訓練センター

ケニア政府は、経済開発と民生の安定に強い熱意を示し、教育に重点をおいたアフリカ人の人材養成を図るとともに、工業奨励、国内産業保護助成政策をすすめ、とくにアフリカ人の経営する小規模工業の育成に力を入れ、わが国に対し小規模工業技術センター設置を要請してきた。よって、昭和38年8月、実施調査団をケニアに派遣しこの調査結果にもとづいて検討の結果、小規模工業技術訓練センターを設けすることとなり、昭和39年7月30日、日・ケ間で正式に協定が調印された。

この協定にもとづき、わが国は5,490万円の機材を無償供与するととも

に、39年9月から12月にかけて理事長以下12名の要員を現地に派遣した。一方、ケニア側の提供する建物の準備が進まず、このためセンターの開所も当初の予定より若干遅れたが、関係者を督促して昭和40年7月26日に9カ月間の座講を中心とした訓練が開始された。

本センターでは金属加工、電気機器組立修理、ミシン縫製、木工、機械組立修理、皮革加工の6部門よりなり、技術および経営に関するコースにより、将来小規模工業経営者となるものに対し、経営に必要な技術および経営知識についての訓練を実施しており、さらにこの訓練コースに加えて経営者養成の効果を高めるため、これら訓練に必要な調査部門と訓練終了者を含む小規模工業経営者に対し、経営相談にのり指導してゆく経営相談部門を設けている。

第一期訓練は41年4月22日をもって終了したが、訓練生の総数は49名で、内訳は金属加工部門9名、皮革加工部門8名、機械部門7名、電気機器部門8名、ミシン縫製部門6名、木工部門11名となっている。これら卒業生のうち一定の資格を備えたものには、開業にあたってケニア側政府機関 (Industrial & Commercial Development Corporation) より資金の融資を受けることとなっており、これら卒業生の今後の活躍は大いに期待されている。なお、第二期訓練も8月より開始され、新聞公募による応募者1,970名の中から47名を選び9カ月に亘り行なわれ、現在は54名の訓練生に対し第3期訓練を実施中である。

本センターの協定による協力期間は43年7月をもって終了するところ、ケニア側より更に2カ年間の協定延長要請があり、検討した結果、原則的了解到に達し、これに伴い42年末に任期の終了した大半の要員について交替要員を派遣した。

なお、42年度予算にて140万円の補修機材の購送業務を実施中である。

(6) タイ道路建設技術訓練センター

現在、タイ国における支線道路 (Feeder road) の開発はきわめて遅れており、これが同国の経済開発に大きな障害となっている。このため、タイ国政府はその行政機構を改革して各地にパイロット・プールを設立し、道路建設を促進することとなり、東北部についてはオーストラリアの援助によりコンケンのパイロット・プールを設置したが、ついで南部についても、パイロット・プール設置のためわが国の援助を強く要請してきた。この要請についてわが国で検討した結果、南タイの支線道路の経済的価値およびわが国の建設技術および機械への認識の改善に役立つこと等の見地から積極的な態度をもって臨むこととし、昭和38年9月に予備調査団を派遣した結果、39年度に道路建設技術訓練センター設置の予算を計上した。この決定にもとづき、さらに39年5月下旬実施調査団を派遣し、バンコック南方約700軒のソングラ市にセンターを設置することに決定、同年11月6日正式に協定が調印された。

本センターの目的は、道路の設計、建設、維持ならびに道路建設に利用される機械の操作につき、タイ国人技術者に訓練と指導を与えることにあるが、これをサムロン、ナタウィー間約60軒の道路を利用、訓練過程において道路の建設が行なわれる点に特色がある。このため本センターでは、建設機械の運転とその修理、整備に関する訓練を各々のコースに分けて行ない、高等学校卒業程度の訓練生に対して、各種建設機械を運転し、実際の道路建設にその技量を十分活用しうる技術者につくりあげるとともに、これら機械の基礎的理論と実際に習熟した人材を養成することを主眼としている。

本センターに対するわが国よりの供与機材は、当初は1,673万円であったが39年度に3,500万円および40年度5,000万円の追加予算を計上し、ブルドーザー、モーターグレーダー、ロードスタビライザー、パワーショベル、ダンプトラック等総額2,173万円に達している。他方要員も理事長以下10名の専門家が40年2月に赴任し、40年4月16日にはタノ

ム首相以下、日・タイ両国関係者多数出席のもとに開所式が挙行され、本センターの業務が開始された。

本センターは、実際に道路を建設しながら訓練を実施している関係上、組織的訓練の実施は種々の困難を伴うが、訓練を施したものは開所以来、重機オペレーター90名、フィッター20名、ダンプトラック運転手26名である。

本センターの設置後、世銀借款による道路建設の入札に初めて日本業者が参加し、これを落札したほか、西ドイツの借款による鉄道建設にも日本業者が落札しており、その他同国に設置されるニュージーランドの援助による道路建設センターの機械の入札にも、日本の業者の参加が認められる等、わが国電設機械および建設業者の進出に明るい前途が期待される。

協定に基づく本センターの道路建設はラテライト舗装を目途とし予定区間の70%を完了したが、その後タイ側はアスファルト舗装を強く希望し、結局タイ側の責任で実施することに計画を変更し現在に至っている。

しかし、このアスファルト舗装についてのタイ側の体制は一向に進捗せず、これが本センターの訓練及び道路建設に大きな障害となっており、このためタイ側はアスファルト舗装についてわが国の援助を強く要請してきたので本年度はアスファルト舗装関係機材及び既供与機材の整備用部品を追加供与することとなり9,000万円の予算を計上し、現在、購送業務を実施中である。これによって本センターの機材は一応完備することとなり、この供与機材によって当初予定された道路建設は協定期限の43年11月をもって完成の予定である。

(7) フィリピン小規模工業技術訓練センター

フィリピン政府は、従来生産技術、機構等の後進性、技術者の不足等の理由により、必ずしも十分に利用されていなかった豊富な国内の天然資源を利用、加工して中小企業を急速に振興させるため、昭和37年政府機構を

改組して、家内工業開発庁（NAOIDA）を商工省所管のもとに創設した。このNAOIDAは 新技術と設備とを外国より導入して、小規模工業技術訓練センターを設立し、各種職業技術を指導訓練して技術者ならびに小規模工業経営者の育成をはかる方針を決め、これが推進、実現のため、日本政府に対し、小規模工業技術訓練センターの設置について技術協力を要請してきた。よって40年3月に予備調査団を派遣し、この調査結果にもとづき、小規模工業技術訓練センター設置の方針をきめ、さらに、40年11月、4名の実施調査団を派遣し、フィリピン側との話し合いを行なうとともに、現地調査を行なった。この結果、本センターは小規模工業経営者および技術者の人材養成をはかり、フィリピンの経済開発に寄与すべく、訓練職種として、鋳造および小型機械部品製造、窯業、繊維加工および製織、竹細工および藤細工、木工の5職種を採りあげることとなった。訓練方法として、これら職種のほかりサーチおよびコンサルテーションを加え、併せて6部門とし、(a)技術者訓練コース、(b)経営者訓練コースおよび、(c)NAOIDAの指導員訓練コースの3つのコースによって実施していく予定である。

比側の都合により決定が遅延していた本センター用敷地は41年9月にマニラ市東方約2.0キロのマリキナ市に決まり、又建物建設費（3千万円相当額）も確保され、この結果、41年9月29日に本センター設置に関する協定が日本に於いて佐藤首相とマルコス大統領立合のもとに正式に調印された。これに伴い、現在追加機材の購送業務実施中である。5,000万円に及ぶ機材が早期開所を目標に42年3月に送付され、42年8月には先発要員3名を派遣、その後後発要員も派遣されて、現在すでに9名の要員が赴任し据付け等の業務を行なっている。

現在追加機材800万円についても購送業務を行なっているが、比側の建物建設工事はかなり遅延しており、開所は43年5月頃となる見込である。

(8) シンガポール原型生産訓練センター

シンガポール政府は1962年9月に公文をもって在シンガポール日本総領事に対し Prototype Production and Training Centre の設置について正式要請があり、その後も再三要望があった。

これに対しわが国は1965年3月当時の外務省技術協力課長佐々木正賢氏を団長とする3名の予備調査団をシンガポールに派遣し、センター設置の適否等について調査を行ない、この結果同国に緊急必要とされる小規模工業開発のため本センター設置費として8,000万円の予算を計上した。

この業務の実施について政府の委託をうけた海外技術協力事業団は外務省、労働省、通産省と種々検討の結果、実施調査団を、シンガポールに派遣した。同調査団は昭和41年6月より約3週間にわたり、センター設置ならびに運営の具体的方法について、シンガポール共和国政府関係者と話し合いを行なうとともに設置に必要な技術的事項について討議し、討議々事録に署名して帰国した。

シンガポールは天然資源に恵まれず、かつ従来の中継貿易港としての重要性も低下しており、従って工業化による経済の再編成が重要な問題になっている。このためシンガポール政府の工業化推進に対する熱意は極めて強く、1962年に政府内に経済開発庁を設け、企業の開発、なかでも技術の開発に力を注いでいる。

本センターは市内リバー・バレー路に設置され、シンガポール政府の重要施策の一翼を担って、シンガポール共和国における技術、熟練工および半熟練工に対し原型生産の実際及び理論上の訓練を行なうこととなっている。然しながら8,000万円で提供し得るコースは

1) 機械加工 2) 工具金型製作 3) 熱処理 4) 設計製図

の4部門であるが、シンガポール側は最低限これに加えて 1) 研磨 2) 電気メッキ 3) 溶接 4) 鍛造の各部門をも設けることを強く希望して来た。

よってわが国は当初前記4部門をもって先ずスタートし協力実施することとなっていたが、プロトタイプ、プロダクションとしてセンターの目的を達成するのに不十分との考えから41年度予算で4,500万円追加機材の供与が認められ、これを追加4部門の増設に当てることとし、技師、技術者、熟練工、半熟練工を対象に生産の過程において機械、工具、金型類の開発、試作の設計から製作に至るまで一貫して訓練することとなった。

現在、センターの建物は一部本館および鍛造、溶接工場を残し、主要部門である機械加工および工具金型工場は既に完成した。又日本側要員については42年8月より11月まで数回にわたって派遣し、供与機械の据付け等の開所に必要な諸業務を押し進めており、一部設計関係の訓練はすでにはじめている。なお、シンガポール政府はわが国より旋盤、ボール盤等のノウ・ハウを入れて本センターでこれを生産したい意向をもっている趣である。

(9) メキシコ電気通信技術訓練センター

メキシコ政府は昭和43年度次期オリンピック開催決定を契機として、国土開発6カ年計画を策定し、その一環として電気通信関係全般の設備の近代化を強力に推進している。

このため急速に進められている諸施設の拡充に対応する技術者の不足がかなり深刻化したため同国電気通信運輸省(SCT)の所管する電気通信学園の拡充強化を計画した。その実施にあたり同国はマイクロ通信網建設計画に採用したことも関連して昭和39年5月、日本政府に対し技術援助を要請してきたのでわが国は同年11月以来中南米技術協力計画により同学園に専門家を派遣し協力を続けてきた。

その後40年に至り、さらに再三にわたり同学園における訓練コースの増設およびこれに伴う教官の派遣並びに実習機材の供与を要請してきた。

よってわが国はセンター設置の方針をきめ41年6月、5名の実施調査団を派遣し、メキシコ側との話し合いを行なうとともに、現地調査を行なった。この結果、本センターではエンジニアの養成をはかり、メキシコの電気通信

技術の発展に寄与すべく、コースとしてマイクロウェーブ訓練コース、電信自動交換訓練コース、無線通信訓練コース、搬送訓練コース、電話網設計訓練コースの5コースを開設することとなった。

本センター設置のための協定は原案を作成、日・墨両国政府間で交渉を進めて来たがメキシコ側の事情により交換公文をもって取極めをすることとなり、42年7月25日同公文が取交され、即日効力を発生した。これに基づき日本側は赴任中の中南米計画専門家3名をセンター要員に切換えるとともに、更に5名の要員を8月末に派遣した。

また機材については、41年度より繰越された3,000万円に本年度計上された5,000万円を併せ、8,000万円の予算で購入業務を実施し、12月以降順次輸送業務を行なっている。

なお、開所式は42年12月5日舉行された。

B 引継ぎセンター

(1) 東パキスタン農業機械化訓練センター

昭和33年1月戸刈東大教授一行による調査の結果、始めて農業センター設置の構想が取上げられたが、その後パキスタン政府からセンター設置の強い要請があった。よって34年7月実施調査団を派遣し、調査した結果、東パキスタンのダッカに農業訓練センターを設置することに決定、35年7月に協定が正式に調印された。

この協定により、日本側より総額3,639万円におよぶ農機具、修理用工作機械、実験用器具、気象観測用器具、圃場測置器具等は無償供与するとともに、理事長以下6名の技術専門家を派遣し、35年9月その開所式が行なわれた。

本センターは、各地区の農業普及官に実地訓練による再教育を施し、これら普及官を通じて現地農民に日本式農業技術を普及すると同時に、パキスタンにおいて、農業の改良を目的とする研究および実験を行なうものである。

その訓練は1年を2期とし、1期約40名により行ない、水稻栽培を中心に、土壌肥料、作物栽培、農器具、病虫害の各部門で発足したが、昭和37年度に園芸部門を増設し、専門家1名を派遣するとともに、所要機材436万円を購送、追加供与した。

本センターの当初の協定期限は38年7月であったが、パキスタン側の要請をいれてこれを2年延長し、40年7月29日をもって協定にもとづく協力期間を終了した。これに伴い、7名のセンター要員はそれぞれ任期を終了帰国したが、開所以来5年間で9期の訓練を終了し、訓練終了者の数は合計318名に達し、これらの人々はそれぞれ所属の地区に戻って、習得した技術の指導普及につとめている。一方パキスタン側は、わが国の協力期間後については本センターを農業機械化訓練センターに改組し、引続き運営していくこととなり、日本側の協力の継続を要請してきたので、日本側ではチーフアドバイザー、稲作、農機具、栽培および園芸の各部門の専門家4名を40年11月コロンボ計画により2カ年の任期で派遣した。

本農業機械化訓練センターの目的は、今後東パキスタンにおける農業機械化の進行に伴い、必要となる農業機械技術者の養成をはかる事にあり、U. A. A (農業普及員)ならびに農村青年を対象として3ヶ月間のコースで訓練を行い、42年11月、4名の専門家が帰国するまで第7期計249名の訓練を行ない訓練終了者はそれぞれ各分野で活躍している。

なお、パキスタン政府は引続き各分野の専門家の派遣を要請してきたが、同センターが第二首都内に入り、近く立のかざるを得ぬ事情を種々検討した結果、我が国は一応暫らくは協力を農機具関係等にしばらく3名の専門家を派遣すべく準備中である。

(1) タイ電気通信訓練センター

昭和34年8月に実施調査団を派遣し、タイ側との交渉と調査を行なった結果、バンコック北郊12kmのノンブリに技術訓練センターを設置するこ

とに決定し、翌昭和35年8月24日に協定が正式調印された。この協定にもとづき、わが国より電話交換関係機器等総額6,832万円におよぶ機材を無償供与するとともに、技術指導要員として理事長以下7名を派遣して、36年2月に本センターの開設をみた。

本センターの訓練は、電気通信施設の設置、操作および保守の分野でタイ人研修員の養成を目的とし、タイ国電気通信関係機関よりの委託生および一般よりの公募生を対象として、電話交換、送電電話、マイクロウェーブ、電信無線通信、テレビ放送、ラジオ放送の部門について訓練を行なっている。その訓練コースは、初級電気通信技術者の養成のための普通科と既成技術者のレベルアップのための専修科に分かれている。普通科は、当初1年コースとして訓練を始めたが、その後タイ側の要請により昭和38年に制度を改め Technical Institute に準ずるものとして、3カ年コースとして再出発した。また、専修科は当初1期3カ月コースとして実施したが、昭和39年より専門知識をさらに高度ならしめるため、1期4カ月コースとして実施している。なお、この間、昭和37年度拡充強化のため998万円の追加機材の購送補充を行なった。

本センターは、昭和38年8月をもって当初の協定期間を終了したが、タイ側の要請により、協定を2カ年間延長するとともに、ラジオ・テレビ放送部門を増設して、2,644万円にのぼる機材を供与し、併せて専門家2名を追加派遣した。一方タイ政府も、このわが国の協力に対応して、センターの敷地内に新たに鉄筋コンクリート3階建ての施設を昭和39年に建築した。

本センターは、昭和40年8月をもって協定期限を終了したが、タイ側の引継体制が整わず、このためタイ側の要請に応じて協定終了後も引き続き協力を継続することとなり、40年7月にコロンボ計画により、専門家6名を派遣し、また新校舎完成に伴う施設の移送工事のため、掘付技術者2名をコロンボ計画により41年3月に派遣した。

本センターは、現在引続き6名の専門家の指導のもとに順調に運営され、タイ側要員も自ら強化する一方、わが国での長期研修者もすでに配置されて次第に充実しつつある。

本センターは、開所以来昭和43年3月まで7年余を経過し、この間、普通科では3年コース第3期の訓練を終了して、開所以来の訓練生の合計は、181名の多きを教え、3カ年コースになってからの卒業生の就職状況は、タイ電話公社、郵電庁、国鉄、タイTV等毎年100%の就職率をあげており、電話公社の場合その合格率は他の倍以上に、しかも成績の上位をしめている等、本センターの成果は愈々高まりつつある。また専修科の訓練終了者の数は361名にのぼっている。

なお、タイ側では、同国の電気通信技術者の需要の増加と、これまでの本センターの著しい成果に鑑み、本センターの訓練期間を2年延長して5年制に改め、名実ともに電気通信大学に昇格せしめることとなつた。これによって本センターは、これ迄の中堅技術と併せて高級技術者の養成も行なうこととなり、タイ国電気通信界の幹部養成の機関として本センターの今後の成果が大いに期待されている。

(12) タイヴィールス研究センター

タイ国のヴィールス性疾患による死亡率は極めて高く、これに対する医療施設の普及、環境衛生の改善が急務とされていた。このためタイ国政府はわが国に対し、ヴィールス性疾患の撲滅のため医療技術協力を強く要請してきたので、わが国は、同国にヴィールス研究センターを設置する方針を決め、36年6月調査団をタイ国に派遣し、バンコック市内に設置を決定、36年11月協定が調印された。

この協定にもとづき、わが国から電子顕微鏡、血清等研究機器、組織培養法研究機器、動物実験機器等は無償供与し、その額は当初供与および追加供与の機材を含めて、これまで総額4,500万円に達し、また派遣要員も理事長以下延10名に及んでいる。一方タイ側研究員も毎年1~2名づつの受人

研修を実施している。

本センターは、他の訓練センターと趣を異にし、研究所としてタイ国におけるウイルス性疾患に関する実態調査、臨床的検討および防疫対策の研究、ウイルス研究におけるタイ側職員の養成ならびにタイ国の各研究検討機関の指導にあたっている。研究内容としては、疫学調査、ウイルス性疾患の診断、診断用ウイルス抗原の製造、ウイルス株の保存、ウイルス性ワクチンの製造ならびに検定に関する研究、ウイルス性疾患の調査、その他衛生行政に関係あるウイルス研究等であり、訓練内容としては、ウイルス研究の基礎的技術としてウイルスの保存、取扱法、動物実験法、培養法、血清反応およびウイルス性ワクチンの製造ならびに検定法を教えている。

日本側要員は37年9月赴任し、38年2月サリット首相出席のもとに開所式が行なわれた。以来日本側要員の努力により着々とその業績をあげてきており、その主なものを挙げると、依頼される検査は年間4,000件以上のほり、また狂犬病ワクチンの試作およびデング、ウイルスI型のワクチンの試作に成功している。実験用動物飼育もすでに質的には国際水準に達し、同国内ではじめてその飼料の製造にも成功した。

このような成果はひとりタイ国のみならず、広く東南アジア諸国民にとって大きな福音となることが期待されるものであり、内外の注目を集めるところとなっている。これらは、最近調査のためにタイ国を訪れたコロンボ計画事務局の広報官が本センターの成果を高く賞揚する報告を行なったことからもうかがわれる。

本センターは、39年11月をもって当初の協定による協力期間を終了したが、タイ側の強い要望もあり、協定協力期間を41年5月まで1年半延長した。41年5月以降はコロンボ計画によって専門家を派遣、引続き協力を行なっている。また41年度には、医療協力事業委託費をもって2,049万円におよぶ電子顕微鏡等の拡充機材の購送を実施した。

なお、本センターについては現在医療協力事業として協力を続けている。

(13) セイロン漁業訓練センター

セイロンは、四面を海に囲まれた島国でありながら、漁業の発達が前時代的であるため、同国の消費水産物の過半を輸入に依存している実情である。このため、わが国は、昭和33年水産調査団が、水産振興10カ年計画について勧告書を提出した経緯もあり、漁業に関する技術訓練センターの設置を提案したところ、セイロン側もこれに強い賛意を示したので、35年2月実施調査団を派遣し、コロンボ北方約30kmのネガンボ市に漁業訓練センターを設置することに決定、36年3月協定が正式に調印された。

本センターに対してわが国よりは、総額2,932万円におよぶ漁業実習用機材、実習船一隻、底曳船型実習船装備一式、機関実習用機材、教材等を無償供与するとともに、理事長以下8名の技術専門家を派遣し、昭和37年10月仮開所し、訓練を開始した。なおわが国では開所後も昭和38年度に240万円、および昭和40年度に80万円の機材を追加供与し、センターの強化を行なった。

本センターの訓練は漁撈科および機関科の二部門に分れ、漁撈科は新漁具、漁法および機械化船の取扱、操縦法の訓練教育を6カ月1期のコースで実施し、機関科では漁船用機関の取扱および軽易な故障の修理技術の訓練教育をセイロンの漁民および漁民の指導者を対象として、1年1期のコースで行なっている。

なお、セイロン政府は将来、漁業の重点を沿岸漁業から沖合漁業に移したい方針であるが、漁船建造能力等より、急速な漁業政策の転換は考えられぬことであり、他方、現在沿岸漁業に従事する多数の漁民に対する技術の普及は今後とも欠かし得ぬことであるので、本センターとしてはこれまでの訓練機構をそのまま残し、沿岸漁業を主体とする訓練を継続している。

本センターは、40年9月19日をもって協定にもとづく協力期間を終了

し、その運営はセイロン側に引継がれることとなったが、セイロン側の体制が整わず、引継ぎわが国の協力を要請してきたので、コロombo計画により漁撈科2名、機関科1名の専門家を昭和40年10月に派遣し、協力を行なった。

現在まで漁撈科第10期生、機関科第5期生の訓練を実施中であり、これまでの訓練修了者は漁撈科143名、機関科39名、計182名にのぼっている。

なお、本年9月0、P専門家の任期終了後のセンター運営体制についてセ側と協議した結果、セ側の職員もわが国での研修等により養成され引継ぎ体制が一応整ったと判断されるに至ったので専門家の任期終了とともに、セ側に完全に引継ぎを行ない、日本人専門家は帰国した。

よって7月以降はセ側のみにて政府漁業局の訓練機関として自主的運営されている。

④ イラン小規模工業技術訓練センター

わが国はイランに対し、33年12月に経済および技術協力協定を締結した経緯もあり、同国に小規模工業センターを設置する方針を決め、イラン政府と交渉したところ、35年5月イラン側より熟練工の養成を目的とした機械およびプラスチック部門のセンターを要望してきた。よって同年6月調査団を派遣し、話合いの結果、テヘラン近郊のカラジに設置することに決定、35年9月に協定が正式に調印された。

この協定により、日本側はこれまで総額5,855万円におよぶ木型、鑄造、鍛造、溶接機械、プラスチック等の機械を無償供与するとともに、理事長以下8名の技術専門家を派遣し、かつイラン側助教7名の呼寄せ研修を行ない、昭和37年10月開所式を挙行了した。

本センターは、機械およびプラスチック部門における職工、技術者の实际的、理論的訓練を実施するとともに、イランでの実施可能な工業技術の改良

のための研究、実験を行なうもので、訓練期間は1年を1期とし、小学校卒業または、これと同等以上の学力を有する者を対象としている。

その訓練内容は、機械部門は機械、仕上、組立、板金、溶接、鋳造、鍛造および木型に分れ、プラスチック部門は成型、配管に分れている。この訓練生は一般より公募しており、その学歴は小学校卒業から高卒者までの広きにわたり訓練生は40年9月をもって3期を終了し、合計181名の卒業者を送り出している。

本センターの当初の協定協力期間は38年9月をもって終了したが、イラン側の要請により協力期間を2年延長した。これによって、本センターは、40年9月をもって協力期間を終了し、その運営はイラン側に引継がれることとなったが、その運営体制が整わず、このためイラン側より要請があって引続き協力することとなり、4名の専門家を中近東・アフリカ技術協力計画により本センターのアドバイザーとして昭和41年1月に派遣し、現在活躍中である。

(d) アフガニスタン小規模工業訓練センター

35年3月、アフガニスタン政府の要請によって中小企業の調査団が派遣され、その振興策を調査した結果、自転車組立等9業種の開発を勧告した。その後ア側は工業技術の実地訓練を主とする工業技術センターの設置を要望してきたので、同年9月再び調査団を派遣し、調査、打合せの結果、同国政府が新工業地帯として予定したカブール市郊外12kmのポリチャヒに自転車、ガラス、プラスチックの3部門を有する小規模工業訓練センターを設置することを決定、36年3月協定が調印された。

この協定により、わが国は当初予算と40年度の追加機材予算を合せて、総額7,400万円におよぶ自転車、ガラス、プラスチック、電気設備等を無償供与するとともに、理事長以下8名の要員を3年余にわたって派遣した。

本センターは、将来アフガニスタン工業の基礎となる技術者の養成を行な

うものである。自転車部門では部品はフレーム、前ホークのみを製造し、他の部品は輸入品を使用して完成車の組立技術を指導するものであり、ガラス部門では、原料の調合、溶解、ビン、皿、小鉢等の家庭用ガラス製品の製造技術を、またプラスチック部門では、3オンス程度の小型の家庭用品類の射出成型とパイプの押出成型技術を指導するものである。

センター要員は、37年5月～8月にかけて赴任したが、現地側の準備が当初の予想に反して遅れたために、38年8月に至って漸く開所の運びとなった。当初の計画では、本センターの養成する技術者は、政府がその中小企業振興計画にもとづき、設置を予定していた各工場の中堅技術者になる筈であったが、この計画は進捗せず、また同国にはほかにこの種企業が存在しないため、訓練生の就職先がないところから、逐次技術訓練に並行して生産活動を行なってきた。したがって訓練生は当初入所した50名が殆んどそのままセンターにとどまって訓練を受け、また各製品を製造して現在に至っている。

3部門のうち、自転車部門は訓練生の技術水準、訓練効果ともに最も高く、約1,000台の自転車を組立て、その約80%は販売され、同国で初めての国産車として大きな反響を呼んだ。また、ガラス部門では、灰皿、コップ等現地人の需要に合致する金型をセンターで製作し、これによって製造作業を行なっており、また原料の大部分が国内で産出されることも判明した。プラスチック部門は原料の供給難等の困難があったが、逐次アフガニスタン側で原料を輸入するようになった。

本センターの生産体制が徐々に整備されるに従い、販売面の強化が必要とされ、40年4月カブール市の中心街にセンター製品の直売所が設けられ、これまで自転車を中心として1,000万円を越す販売高をあげている。

本センターの協定は、1年半延長して40年9月終了し、アフガニスタン側に引渡されたが、まだ技術水準も低く、独立でセンターを運営する力がない

ので従来の8名の要員に替えて4名の Technical Advisor をコロンボ計画によって派遣し、訓練指導を続け、これらの専門家は42年10月にその任期を終え、センターの運営を完全にアフガニスタン側に引継ぎ全員帰国した。

(10) インド水産加工技術訓練センター

昭和35年3月インドより農業次官補、マイソール州漁業局長等よりなる漁業調査団が来日し、インド国内における漁業活動の発展、普及および食生活の改善等の見地から、水産物加工についての技術援助の要請があった。わが国は、この要請を検討した結果、冷凍フィッシュソーセージおよび罐詰製造を含む水産加工に関する技術者の訓練、養成について協力を行なうことになり、36年1月調査団を派遣して、現地調査ならびにインド側と協議をした結果、マイソール州マンガロール市に、水産加工に関する技術訓練センターを設置することに決まり、37年3月協定が正式に調印された。

この協定にもとづいて、わが国は総額4,999万円に及ぶ罐詰関係機械、冷凍関係機械器具、フィッシュソーセージ関係機械、製造実習用資材等の機材を無償供与するとともに、昭和37年12月に技術指導要員として理事長以下7名の技術専門家を派遣し、併せてインド側助手等5名の日本への呼寄せ研修を行なった。本センターは、インド側の提供する建物の建設が偶々中、印国境紛争にあつて遅延したが、関係者の努力によって昭和38年7月第1期生の訓練を開始した。

本センターはインド国内における水産加工の幹部技術者養成を目的とするもので、このため訓練については多数科目の皮相的な訓練を避けて少数科目の製造加工方法の習熟を主眼とし、水産製造加工理論を教えるとともに、罐詰、冷凍、フィッシュソーセージの各部門について機材設備の構造、取扱い、組立、分解および製造加工実習の訓練を行なっている。

訓練期間は1期1年で、訓練生は原則として大学卒業者を対象とし、イン

ド全州より公募による多数の応募者から選考し、1期30名の訓練を行なっている。現在第5期の訓練生29名の訓練を行なっているが、すでに終了した第1期、第2期、第3期、第4期の訓練は順調な経過を経て大きな訓練効果をあげ、これらの卒業生、計107名は全員就職が決定し、その就職先は、政府の水産局や水産研究所から民間水産企業まで広範囲にわたり、その活躍が大いに期待されている。

本センターの当初の協定は40年3月をもって終了したが、本センターの効果をインド側は高く評価し、その延長を強く要請してきたので、わが国としてもインド側の希望を入れ、さらに協定期間を42年6月まで2年3カ月延長した。この協定延長に伴い、製氷部門等に対して拡充強化のため、40年度には1,300万円におよぶ追加機材の購送を行ない、水産加工にとって最も重要な要件である氷を使用した魚類の鮮度維持等についても訓練してゆくことが可能になった。一方協定終了後センターを相手国側へ円滑に引継ぎするため、41年6月より本センター卒業生の日本での研修を行ない、インド側職員の養成を図っている。なお、42年6月30日をもって協定期間が満了したが、インド側は引続き本センターに対するわが国の協力を要請してきたので日本側としては、センター要員引揚後も、C、Pにより4名の専門家を2カ年の任期で派遣し協力を継続中である。

(17) カンボディア農業技術センター

カンボディア王国の対日賠償請求権放棄により、わが国は、総額15億円の経済および技術援助を行なうこととなり、昭和34年3月、農業、畜産および医療の3センターを建設し、その運営に必要な専門家の派遣および物資の提供を含む日本・カンボディア経済技術協力協定が締結された。本センターは、本協定にもとづく協力の一環として、カンボディア王国の農業技術の研究および普及を行ない、もって農産物の増産に寄与することを目的とし、その主な事業として稲作および畑作物の生産技術に関する研究、調査、農機

具の利用に関する研究および調査、技術者の養成、農民の訓練等を実施するものである。専門家の派遣および物資の調達業務は、旧アジア協会がカンボディア政府との契約により昭和35年12月以降9名の専門家の派遣を実施、さらに36年3月に物資の調達を実施した。しかしカンボディア政府と建設業者間の施設施工契約が大幅に遅延し、その完成が相当期間を要する情勢に至ったので、派遣専門家は昭和37年7月に全員が帰国した。以後、本業務は海外技術協力事業団に引継がれセンターの施設完成に伴い、39年4月カンボディア政府と6,027万円の物資調達契約を締結し、専門家の役務提供契約も同年5月締結、物資調達および専門家10名の派遣を実施した。

本センターは、当初の事業対象を稲作の多収栽培を目標とする試験におき、日本の稲作技術を最大限に活用し、かんがい排水施設の整備に力を注ぎ、また乾期の水田利用にも水利条件の許す範囲で実施した。その結果ヘクタール当たり4～5トンの収量をえた。その他カンボディアの水稻の低位生産性の解明と増収法に試験研究を絞り、その結果、低収原因は粗放な栽培、すなわち無除草、病害虫の無防除、土壌の不良、無施肥等によるが、その最大の問題は品種にあることがほぼ解明された。

また技術者の養成については、特定のコースを設けず、日常の勤務を通じカ側カウンターパートに技術指導を行ない、農民の技術訓練については、その直接指導をカンボディア人要員に委せ、日本人専門家は間接指導または教材提供の立場より参画した。協定による専門家の派遣期間は、昭和40年9月で終了したが、引続きコロポ計画により専門家を派遣し協力を続けている。機材の購送については、40年度中に566万円の補充機材調達を実施したが、更に協定終了の41年7月迄に758万円の機材調達を実施した。

しかるに、協定終了後に於いてカンボディア国側でセンターの運営を引継ぐ体制が整わぬところから協定終了後更にセンターの運営の強化と引継ぎ準備体制の促進を図ることとなり、この方針に従い今後のセンター運営の具体

的方針及びわが国の協定についてのカ側との打合せ及び現地調査のため41年6月実施調査団を派遣した。調査団の調査の結果に基づき本センターの今後の方針としては、その優れた研究設備体制と300haの圃場用地を使用しこれを採種圃場とする。このことは、現在カ国の米の生産上極めて大きな問題である雑多な多品種稲の栽培を、センターに於て、これら多品種のなかから優良品種を選抜しその生産と配布を目的とし今後のカンボディアの水稻品種をこの採種圃場で生産された多収優良品種におきかえて行こうとするものである。しかしセンター圃場用地はその大半が未整備であるため、今後3カ年で整備する計画で、その具体化を計ることとなった。

協定終了後カ国と更に検討を重ねた結果「日・カ経済協力協定に基づき設置されたセンターの運営に関する交換公文」が昭和41年9月30日プノンペンに於て署名され10月1日その効力が発生した。これに伴い41年度に拡充機材費約3,000万円を計上し、圃場整備計画の実施に必要な農業土木機械、農機具、肥料、農薬等を含む機材を供与した。

また、42年度には、センター整備強化のため農業協力費で2,000万円余の拡充機材費を計上し、目下購送業務実施中である。

(18) カンボディア畜産センター

本センターは、日本・カンボディア経済技術協力協定にもとづく協力の一環として、畜産技術の改善とその普及をはかり、もって家畜の改良増産と畜産物の増産に寄与することを目的として設置された。専門家の派遣および物資の調達業務は、旧アジア協会がカンボディア政府との契約により、昭和35年12月以降6名の専門家を派遣、昭和36年3月物資の調達を実施した。しかし農業技術センターと同様、施設の完成がかなり遅れたため、派遣専門家は昭和37年7月全員が帰国した。以後海外技術協力事業団が本業務を引き継ぎ、センター施設の完成に伴い、昭和39年4月カンボディア政府と8,710万円の物資調達契約を締結し、また同年6月、役務提供契約により7名の専

門家の派遣を実施した。

当初の事業対象としては、わが国より贈送した種畜種禽を基礎として増殖し、これによって改良を進める方法を採用した。乳牛の導入によって酪農をおこし、乳製品の輸入をおさえることは、カンボディア政府当局の年来の熱望であり、センター開所式(40.7)に際し、シャヌーク首相の演説も畜産振興を強く訴えているところで、極めて不利な自然的条件の下で家畜家禽の増殖、その配布、乳製品の生産、産卵等に成果を挙げている。家畜家禽の保健衛生については、センターに於ける措置は勿論、伝染病、寄生虫病等は周辺地域の影響が大きいので、随時周辺農家を巡回し、調査、対策指導を実施している。

農民の技術訓練については、専門家は間接指導にとどまり、直接指導はカ側要員がその任に当たっている。また一般農民の畜産に関する知識の向上についても、カンボディアに於ける普及組織を通じ積極的に協力し、一方センター内に於ける展示等により大きな効果を挙げている。協定にもとづく派遣専門家の派遣期間は40年10月で終了したが、引続きコロンボ計画により専門家を派遣し、協力を続けている。機材の購送に関しては、40年度中に231万円の補充機材調達を実施、更に協定終了の41年7月までに418万円の機材調達を実施した。

本センターに関しても農業技術センターと同様、調査団の調査結果によりカンボディア国側の引継ぎ体制促進をはかるため、協定終了後のセンターの基本方針として、カ国の重点施策の一つである酪農の振興特に牛乳の生産と販売及び種畜の配布等を重視しそのパイロットセンターとしてのカ側の寄せる期待に応えるため乳牛部門を充実すべく乳牛生産計画を本格的に拡充強化することになった。従来本センターは調査研究及び技術指導に重点がおかれていたため生産体制は全く考慮されていなかったため今後は省力飼養管理を採用し、これに要する放牧欄及び避難舎の建設、基礎雌牛の充実等を計り、

将来飼養可能頭数である100頭迄増殖することとなった。

このため41年度は同センター拡充のための予算2,000万円弱を計上、乳牛及び放牧柵、避難舎等を含む機材を供与した。また42年度には、農業センターと同様農業協力費で拡充機材費2,000万円余を計上し、目下購送業務実施中である。

(19) カンボディア医療センター

日本・カンボディア経済技術協力協定にもとづく協力の一環として、本センターは医療技術の改善とその普及をはかり、もって医療技術の向上に寄与することを目的として設置された。昭和39年3月、施設完成に伴い同年4月カンボディア政府と2,294万円の物資調達契約を締結、さらに専門家派遣につき同年5月に役務提供契約を締結、7名の専門家を6月以降派遣した。病院的運営を予定したわが方と、カ側の予防医学を目的として運営されるべきであるとの見解に多少の相違があったが、当センターは治療医学に対する用意が十分にされ、予期以上の機能を発揮することができた。外来患者はすでに業務開始当日から殺到するという盛況で、日々数十名の患者が受診できないといった状態で、このため整理券を交付したが、その整理券が横流しされプレミアがつくといった事態も発生した。日々の受診患者数は、120名以上に達し、更に結核患者診療日は内科だけで200名近くの患者を取扱った。協定により派遣された専門家の滞在期間中(39.6~40.5)の取扱い患者数は、内科16,500名、外科3,825名、産婦人科2,276名、計22,601名にのぼり、また外科手術実施例は、157例となり、産婦人科手術例は67例であった。X線は、診療用装置の他診療用X線自動車1台を準備したが、進んで検査を希望するものが多く、僅か二、三カ月で日本から運んだフィルムが枯竭することが予想され、逐次撮影を制限し、フィルムの節約に努めるといういきさつもあった。医薬品、衛生材料等も予想以上の患者数により消耗量が予想量を上まわり使用制限をさせるを得ぬこととなった

が、その後センターの強い希望により、医薬品（30万円相当分）の追送を実施した。

協定にもとづく専門家の派遣期間は40年5月終了したが、コロンボ計画により引続き3名の専門家を派遣した。

本センターは41年7月5日、日、カ経済および技術協力協定が終了したが、引続きカ国の要請により延長することとなり、交換公文にて10月1日より更に3年間の協力、運営をすることとなり、本事業（機材供与額等予算6,600万円）を医療協力事業に引継ぎ、実施した。

○ 新設センター

① 韓国工業技術訓練センター

韓国政府は、経済開発の第二次5カ年計画の一環として、中堅技能者の養成に力を注いでおり、本計画遂行にあたって、わが国に対し、センター設置の要請をしてきた。

この結果昭和41年度予算に本センター設置費5,000万円が計上され、これが業務の実施について政府の委託をうけ、海外技術協力事業団は、外務省、労働省、通産省と種々検討の結果、実施調査団を組織し韓国に派遣した。同調査団は昭和41年7月7日日本邦を出発し、17日間韓国に滞在し、センター設置および運営の具体的方法等について韓国政府ならびに関係者との話し合いを行ない、設置に必要な具体的事項について討議々事録に署名を了し帰国した。

本センターは技術専門学校として大邱市にある青丘大学内に設置されるものであり、上述したような韓国政府の期待と産業界の要望に応えるべく、韓国に最も需要のある機械加工（板金、溶接、鍛造を含む）部門および化学（分析）部門の2部門につき訓練指導していこうとするものである。訓練対象者は、高等学校卒業者あるいはそれ以上の実力あるものとし、各部1期20名ないし40名程度を2年間指導し、修了者には韓国制度にある初級大学（わ

が国における短期大学と同じ)卒業生の資格を与えることになっている。

しかしながら、本件に関するその後の協定交渉がはかどらず、41年度内実施が不可能となり、機材調達、業務を次年度に繰越さざるを得なくなった。なお、41年度予算で2,500万円の追加機材費が認められ機械加工部門に鑄造関係を増設することとなっている。

その後の度重なる交渉により昭和42年10月25日、両国間で交換公文が取交され、これにともない供与機材調達、要員の入選等必要な業務を開始した。目下機材の購送は42年度末をもって完了する予定であるが、韓国側で青丘大学が合併する等の事情から建物の建設が遅れており、開校は43年度になる見込である。

②) ウガンダ小規模工業技術訓練センター

ウガンダ小規模技術訓練センターの設置については、昭和40年にウガンダ国オボテ大統領がわが国を訪問した際、佐藤首相に要請があり、わが国として本センター設置に協力することとなった。本センターの設置については、ウガンダ政府の要望もあり、わが国としては最初のケースとして、ウガンダ国が行なう建物建設についても協力を行なう方針とし、これに基づいて昭和41年2月にわが国より3名の予備調査団がウガンダ国へ派遣され、センター設置の適否等について調査等を行なった。

この結果同国の経済開発に緊急要望されるものとして、アフリカ資本による中小工業を振興するための、必要なる熟練労働者を養成することが急務であるとし、ケニヤセンター方式に沿った小規模工業技術訓練センターを設置協力する方針のもとに、42年度予算で1,4000万円が計上された。

これに伴い当事業団は関係省庁と種々検討の結果、昭和42年10月、労働省職業訓練局の中田定士氏を団長とする5名の実施調査団を派遣した。同調査団は約1ヶ月にわたりウガンダに滞在し、センターの設置、運営に関する具体的方法について、ウガンダ政府関係者と協議すると共に、設置に必要

な技術的事項について調査を行ない、討議々事録の署名を行ない帰国した。
現在、この調査交渉の結果にもとづき、ウガンダ側と協定について折衝中である。

海外技術協力センター実施一覧表

42. 12. 31

センター名	要員数	実施状況
ブラジル繊維工業技術訓練センター (レゾーアエ)	5	37.2.28協定締結、39.3～10要員赴任、 40.7仮開所、42.7開所式、40.8一部開講、協 定3年4カ月延長、43年度より仕上加工部門増設 予定。 ※機材費82,533千円
インド農業技術センター 既設(ナディア、サンバルゴール、 シヤンバード、スラート)	16	37.4.23協定締結、37.5～6要員赴任、 37.8～11開所、協定2年間延長、 42.4協定終了、協定終了後自主運営 ※機材費49,430千円
新設(ババトラ、マンディア・ チエンガマナード、コボリ)	16	39.1.2.17協定締結、40.3要員赴任、 42.1.1調査団派遣(43.4～7協定終了後の協力 打合せ) ※機材費46,902千円
ガーナ繊維訓練センター (チマ)	8	38.5.23協定締結、40.1～11要員赴任、 42.2仮開所、 45.5.22まで協定を延長。 ※機材費51,863千円
パキスタン電気通信研究センター (西バ・ハリブール)	7	38.1.1.6協定締結、39.3～7要員赴任 39.7開所、44年6月まで協定延長。42年追加 機材(35,000千円)購送業務実施中。 ※機材費58,616千円
ケニア小規模工業技術訓練センター (ナクル)	10 (中近東・ ア、1)	39.7.30協定締結、39.9～12要員赴任 40.7仮開所、41.4開所式、42.10～43.3要 員交替 ※機材費54,961千円
タイ道路建設技術訓練センター (ソングラ)	10	39.1.1.6協定締結、40.2要員赴任、 40.4開所、43.3一部交替要員赴任予定。42年 追加機材(90,000千円)購送業務実施中。 ※機材費201,682千円

センター名	要員数	実施状況
タイ電気通信技術訓練センター (ノンブリ)	6 (C・P)	3 5.8.2 4 協定締結、3 5.1 1 要員赴任 3 6.1 開所 協定2年間延長、3 8.7 ~ 1 1 要員交替 協定協力期間4 0.8.2 3 終了、引続きC・Pにより 専門家派遣(4 0.7) ※機材費1 0 3,2 6 0 千円
東パキスタン農業機械化 訓練センター (ダツカ)	4 (C・P)	3 5.7.3 0 協定締結、3 5.8 要員赴任 3 5.9 開所 協定2年間延長、3 8.1 2 要員交替、協定協力期間 4 0.7.2 9 終了、引続きC・Pにより専門家派遣 ※機材費4 0,7 5 5 千円
セイロン漁業訓練センター (ネガンボ)	3 (C・P)	3 6.3.2 0 協定締結、3 6.7 ~ 1 2 要員赴任 3 7.1 0 開所訓練開始 協定1年半延長、協定協力期間4 0.1.9 終了、引続 きC・Pにより専門家派遣、4 2年9月セ側へ完全 引継ぎ。 ※機材費3 2,5 0 7 千円
イラン小規模工業技術訓練センター (カラジ)	4 (中近東 ア)	3 5.9.1 2 協定締結、3 7.2 ~ 9 要員赴任 3 7.1 0 開所 協定2年間延長、協定協力期間4 0.9.1 1 終了、引 続き中近東ア計画により専門家派遣 ※機材費5 8,5 3 4 千円
アフガニスタン小規模工業技術訓練 センター(カブール近郊)	4 (C・P)	3 6.3.1 5 協定締結、3 7.5 ~ 8 要員赴任 3 8.8 開所 協定1年半延長、協定協力期間4 0.9.1 4 終了、引 続きC・Pにより専門家派遣(4 0.1 0)、4 2年 1 0月にア側に完全引継ぎ。 ※機材費7 2,7 4 9 千円
タイヴァールス研究センター (バンコック)	4 (C・P)	3 6.1 1.2 5 協定締結、3 7.9 要員赴任、3 8.2 開 所、協定協力期間4 1.5 終了、引続きC・Pによ り専門家派遣 ※機材費4 4,5 3 6 千円 医療協力予算により追加機材購送。

センター名	要員数	実施状況
インド水産加工技術訓練センター (マンガロール)	4 (O・P)	3 7. 3. 3 1 協定締結、3 7. 1 2 要員赴任、3 8. 7 訓練開始、3 8. 1 2 開所式、協定2年3カ月延長 4 2. 6 協定終了、協定終了後O・Pにて2カ年専門家派遣 ※機材費6 2,1 7 2千円
カンボディア農業センター(バツタンバン州)・畜産センター(コンボンチャム州)・医療センター(バツタンバン州)	4 (O・P) 6 (O・P) 3 (O・P)	3 4. 3. 2 日本・カンボディア経済技術協力協定(15億円を無償供与)締結、建物は(大林組が施行)3 9. 2 ~ 3. 完了、3センター共(〔医〕4 0. 5. 9・〔農〕4 0. 9. 3 0、〔畜〕4 0. 1 0. 3 1)それぞれ契約期間終了し、現在O・P専門家により、業務を継続実施中。4 1. 7. 5 協定終了。これにもとづきセンター運営に関する交換公文9. 3 0、署名。1 0. 1. 発効、センター拡充のための機材購送業務実施。
フィリピン小規模工業技術訓練センター(マリキナ)	9 (1)	4 1. 9. 2 9 協定調印、要員人選及び機材船積完了。 4 2. 3. 要員派遣業務実施。4 2. 8 ~ 4 2. 1 2 追加機材購送業務実施中
シンガポール原型・生産訓練センター (リバー・バレー路)	11 (1)	実施調査団派遣4 1. 6. 9 ~ 4 1. 6. 2 7 設置協定調印4 1. 1 0. 1 5。 機材調達 要員派遣業務実施(4 2年) 機材費1 2 5. 0 0 0千円
韓国工業技術訓練センター (大邱市)	(6)	実施調査団派遣4 1. 7. 7 ~ 4 1. 7. 2 3。 4 2. 1 0. 2 5 協定調印。要員人選、機材購送業務実施中。韓国側カウンターパート4名来日研修完了。 機材費7 5. 0 0 0千円
メキシコ電気通信技術訓練センター	8	実施調査団派遣4 1. 6. 4 ~ 4 1. 6. 2 7 4 2. 7. 2 5 書簡取交し、4 2. 8. 2 9 要員赴任 機材調達業務実施中。 機材費8 0, 0 0 0千円
ウガンダ小規模工業技術訓練センター	(10)	実施調査団派遣4 2. 1 0. 機材費1 4 0, 0 0 0千円

- 注) 1. 要員の()内は未実施のもの。
2. 要員の(O・P)はコロポ計画、また(中近東ア)は中近東・アフリカ計画にもとづく引継委員
3. ※印は既供与。

昭和43年3月

東京都新宿区市ヶ谷本村町42番地

経済協力センタービル

海外技術協力事業団

海外事業部・海外センター課

電話 (353) 2171

